

健康・医療戦略本部
次世代医療ICTタスクフォース

健康・医療・介護分野における
ICT化について

平成26年5月23日
厚生労働省

今後の医療等分野の改革の方向性

社会保障制度改革国民会議 報告書(平成25年8月6日)(抄)

社会保障制度改革国民会議の報告書にみる今後の医療等分野の方向性

地域医療・介護連携
地域包括ケアシステム

- 高齢化の進展により、疾病構造の変化を通じ、必要とされる医療の内容は、「病院完結型」から、**地域全体で治し、支える「地域完結型」**に変わらざるを得ない。
- 医療改革は、提供側と利用者側が一体となって実現されるもの。「必要なときに必要な医療にアクセスできる」という意味でのフリーアクセスを守るためには、**緩やかなゲートキーパー機能を備えた「かかりつけ医」の普及**は必須。
- 急性期医療を中心に人的・物的資源を集中投入し、早期の家庭復帰・社会復帰を実現するとともに、受け皿となる地域の病床や在宅医療・介護を充実。川上から川下までの**提供者間のネットワーク化**は必要不可欠。
- 医療・介護の在り方を地域毎に考えていく**「ご当地医療」が必要**。

ICT技術を活用することで、地域の医療機関や介護事業者による迅速かつ適切な患者・利用者情報の共有・連携を推進

データ収集と分析
に基づく政策等

- QOLを高め、社会の支え手を増やす観点から、健康の維持増進・疾病の予防に取り組むべき。**ICTを活用してレセプト等データを分析し、疾病予防を促進**。
- 医療行為による予後の改善や費用対効果を検証すべく、**継続的にデータ収集し、常に再評価される仕組みを構築することを検討**すべき。

ICT技術を用いたデータの分析・活用による、国民の健康管理、施策の重点化・効率化、医療技術の発展、サービスの向上を推進

I 医療情報連携ネットワークの普及促進による医療の質の向上と効率化の実現

地域の医療機関や介護事業所の連携による患者・利用者の状態にあった質の高い医療や介護の提供が重要。迅速かつ適切な患者・利用者情報の共有に向けてICT技術を活用する、医療情報連携ネットワークの普及・促進を図る。

医療情報連携ネットワークシステムの

4つの課題

費用面を含むネットワークの持続可能性の確保、効果的な稼働の継続

ネットワーク間等での情報の相互利用性の確保

より多数の医療機関の参加と情報の双方向性の確保

本人による健康・医療情報の利活用

今後の普及・展開のための

5つの取組

● 目指すべきネットワークモデルの確立・普及

- ・ 持続可能性、相互運用性、最低限備えるべき情報連携項目等を示したネットワークの「標準モデル」の確立
- ・ 地域医療構想(ビジョン)や新たな財政支援制度を踏まえた「標準モデル」の普及促進の検討



● 在宅医療・介護を含めた標準規格の策定・普及

- ・ より広域での医療情報連携や、在宅医療・介護分野の情報連携に関する標準規格の策定・普及



● クラウド技術の活用等による費用低廉化方策の確立



● 個人による疾病・健康管理の推進

- ・ 生活習慣病に係るICTを活用した手帳の利活用に向けた取組や予防接種スケジュール等情報提供サービスの促進



● 遠隔医療の推進

- ・ 医療従事者等のリテラシー向上等の普及促進策の検討



II 医療等分野の様々な側面におけるデータ分析と利活用の高度化の推進

今後の医療・介護政策においては、エビデンスに基づく効果的な施策立案、医療技術の向上、医学研究の推進に取り組むことが不可欠。我が国の医療・介護制度における様々な側面において情報が効果的・効率的に利活用され、情報の利活用の効果が国民に還元される社会の実現を図る。

医療等分野におけるデータ利活用の

3つのフェーズ

国や地方公共団体による
医療・介護政策への
反映



保険者による個人の健康
増進に関する取組
への活用



治療技術等の医療の質向上や
研究開発促進への活用



今後の推進のための

9つの取組

医療や介護のレセプト情報等の利活用の促進

- 医療レセプトや健診情報等の活用を通じた、受療行動や疾病構造の分析等を行い、エビデンスに基づく医療政策（地域医療構想（ビジョン）の策定等）を推進
- 要介護度別のサービス利用状況の分析等によって、地域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように、介護・医療関連情報を広く共有（「見える化」）するためのシステムを構築し、エビデンスに基づく政策を推進

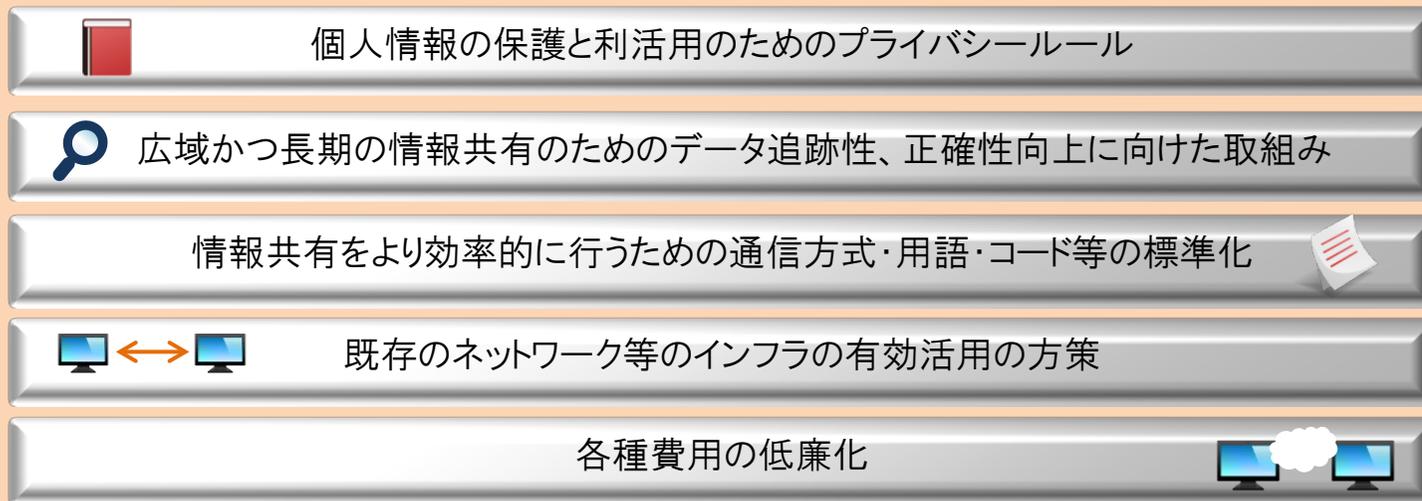
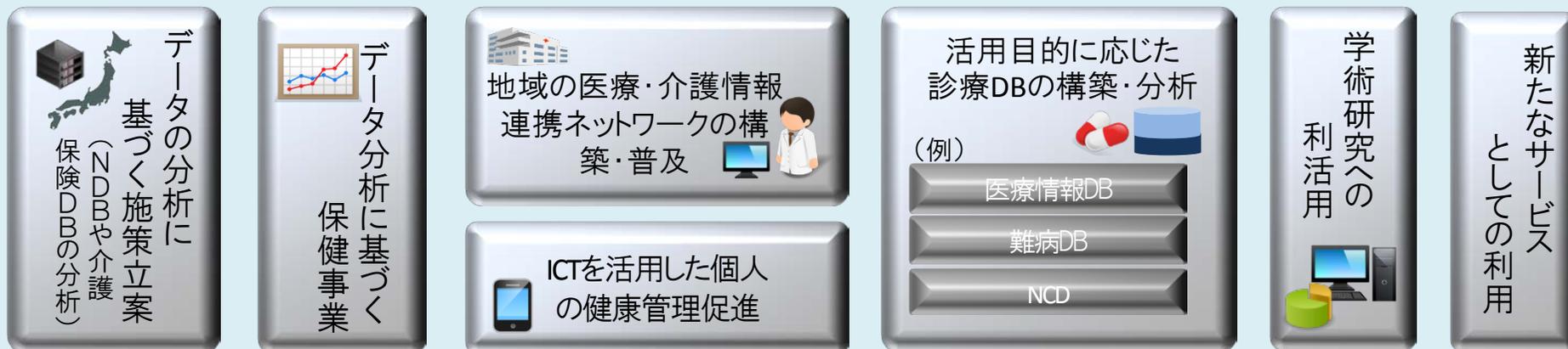
データヘルスの推進

- 医療保険者が、レセプト・健診情報等の情報を活用し、加入者に対して効果的かつ効率的な保健事業を実施できるよう支援

医療の質向上や研究開発促進への活用

- 医薬品等の安全対策のための医療情報DBの構築
- 日々の診療行為や治療結果等を一元的に蓄積・分析・活用する関係学会等の取組の支援
- 難病対策等の推進のための患者データベースの活用促進
- がん登録データベースの構築
- 予防接種記録の電子化に取り組むとともに、疫学調査や研究開発、予防接種施策の発展に活用できるデータベースを構築
- 臨床研究・治験の効率化、迅速化及びデータの質の確保のための技術開発等

データ利活用や情報連携のコンテンツ ➔ 官民連携による創出・充実の推進



社会保険制度を
基盤としたデータの蓄積

データ利活用や情報連携のためのICT基盤となる仕組み

➔ 社会インフラとしての国の積極的関与による制度・基盤整備

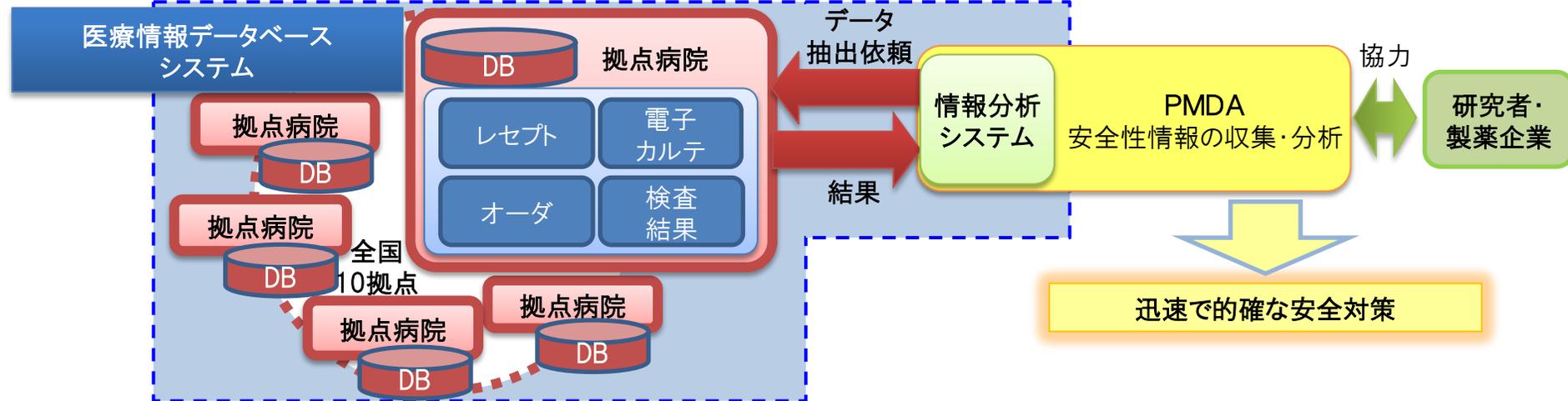
医療情報データベースを活用した医薬品等の安全対策の推進

<現状と課題>

○ 隠れた副作用の発見、副作用の定量的な把握のため、10の拠点病院にデータベースを構築し、(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)に情報分析システムを構築する事業を平成23年度より5年計画で実施中。

○ 1,000万人規模のデータ収集を目指し、さらなるデータ量の集積が必要。

→ **医療情報データベースの構築と拡充に取り組むとともに、積極的な活用を検討。**



<今後の取組み>

・ 医療情報データベースシステムの構築：

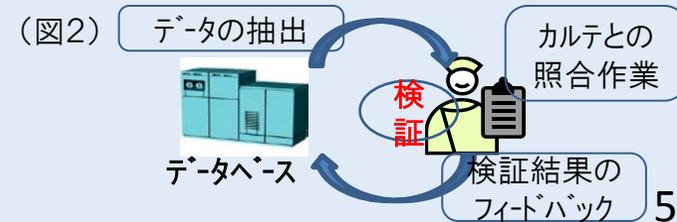
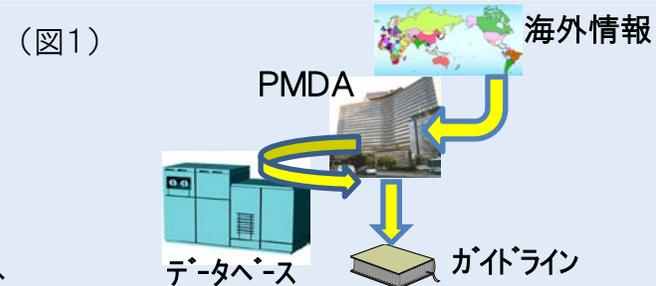
医療情報データベースシステムについて、26・27年度で試行運用を行う。

・ 医療情報データベース分析手法高度化事業(図1)：

医療情報データベースのデータを活用した効果的な医薬品等の安全対策の実施のため、疫学的手法を用いた活用方法の高度化を推進する。

・ データ検証(バリデーション)事業(図2)：

各拠点病院に保管されるカルテ情報等をもとに、医療情報データベースより抽出された情報の正確性等その信頼性の検証(バリデーション)を行う。



臨床効果データベース構築事業

【これまでの取組】

- ・日本外科学会を中心に手術症例に関する登録事業(National Clinical Database(NCD))を2011年から開始(厚労科研で立ち上げ等を支援)。
- ・毎年100万例を超えるデータを収集し、分析を開始。

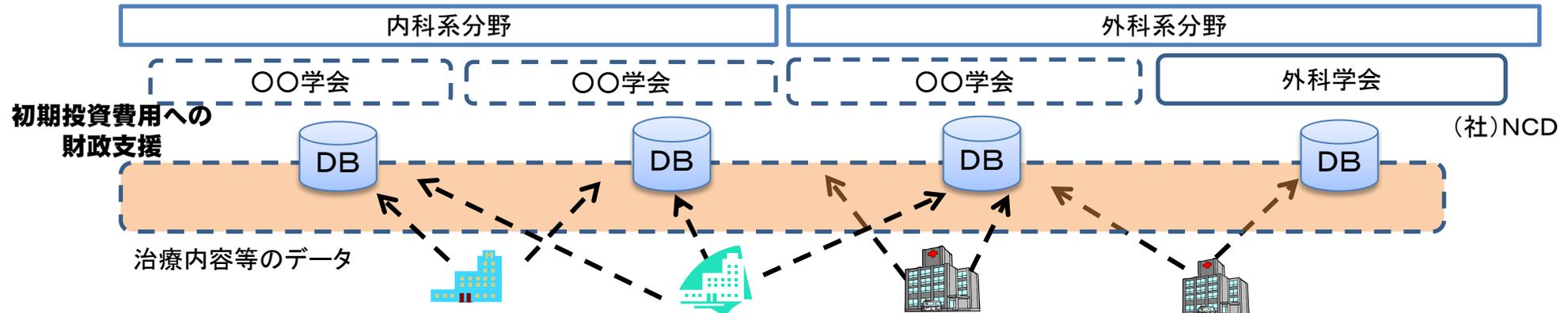
【課題】

- ・大規模かつ長期的にデータを収集する体制の構築が難しい
- ・内科領域を含めた他の分野でも臨床データの収集が必要となる

※ 今後必要とされる取組

医療の質を向上させるため、日々の診療行為、治療効果及びアウトカムデータ(診療行為の効果)を、一元的に蓄積・分析・活用するための情報基盤を整備する関係学会等の取り組みを支援。

(目標) 医療の質の向上・治療の標準化・国民の健康寿命の延伸



社会的な動向

・日本再興戦略

医療の質を向上させるため、関係学会等が、日々の治療結果及びアウトカムデータ(診療行為の結果)を、全国的に各分野ごとに一元的に蓄積・分析・活用する取組を推進する。

・社会保障制度改革国民会議(報告書抜粋)

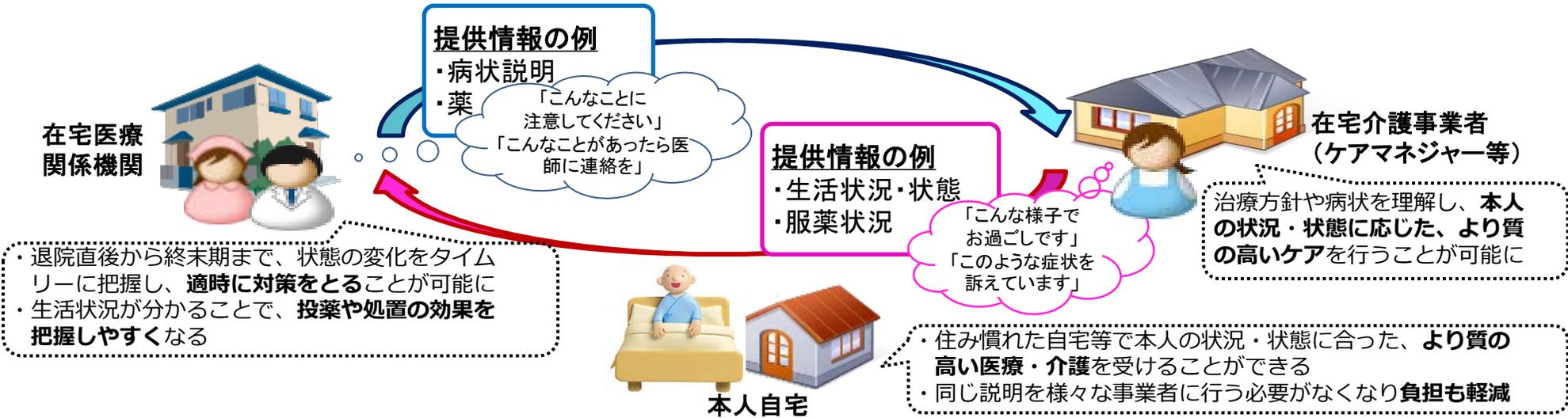
より有効でかつ効率的な医療が模索される必要があり、そのためには、医療行為による予後の改善や費用対効果を検証すべく、継続的なデータ収集を行うことが必要である。

【平成25年度補正予算による実施団体】

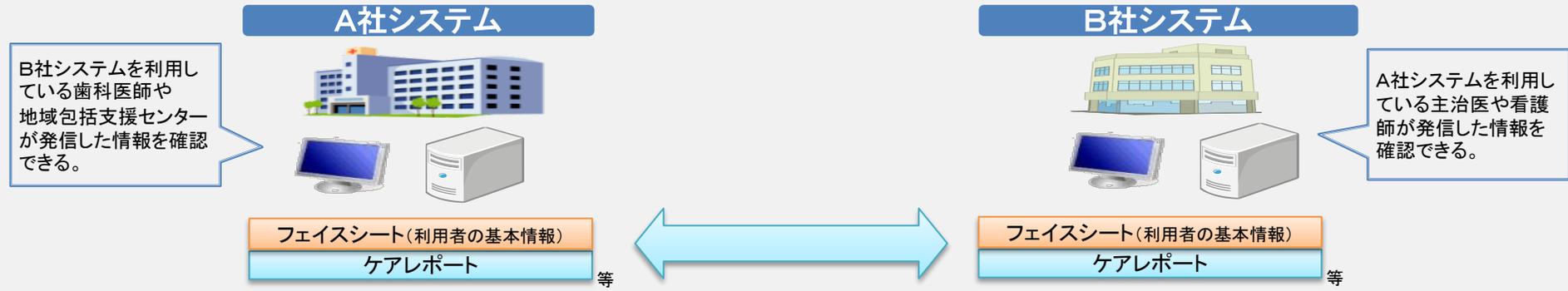
- 自治医科大学・循環器疾患レジストリ研究拠点
- 一般社団法人 National Clinical Database (日本外科学会等)
- 公益社団法人日本放射線腫瘍学会

在宅医療・介護の情報共有

在宅医療・介護は、多様な職種が様々な時間帯に患者の自宅を訪問してサービスを行うため、関係者が一同に会する機会は必ずしも多くない。患者の日常の様子や状態の変化をタイムリーに把握するためには、タブレット端末等、ITを活用した情報共有の効果が高い。



在宅医療と介護が連携するための情報共有システムは、地域の様々な事業者が利用することで大きな効果が期待できる。異なるシステムでも必要な情報を交換できるように、国として、標準化の推進に取り組む。



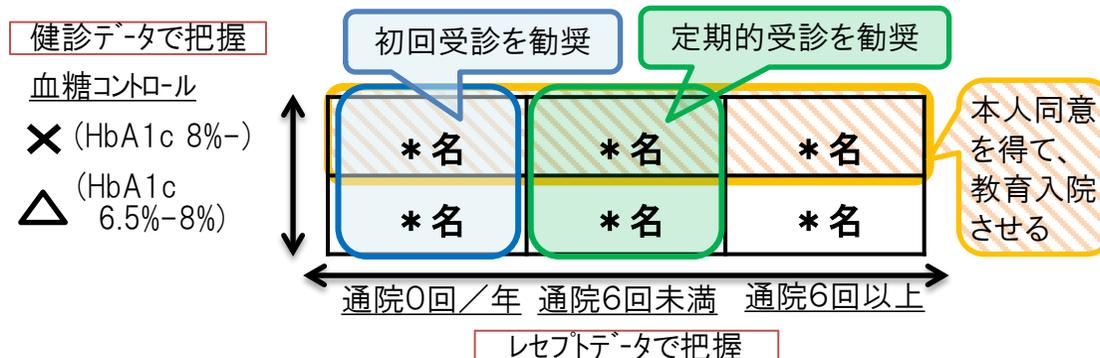
複数の情報共有システムで連携し、患者(利用者)の必要な情報を安全に相互転送することが可能となる。

保険者によるレセプト等データの利活用推進

<現状と課題>

- レセプトの電子化に伴い、保険者による加入者の医療費分析が可能となった。
 - しかし、実際にデータ分析に基づく保健事業を実施している健保組合はまだ少ない。
- 保険者によるレセプト等データの利活用を推進する

○先駆的な取組例（レセプト・特定健診データの活用により対象者を的確に抽出）



<今後の取組み>

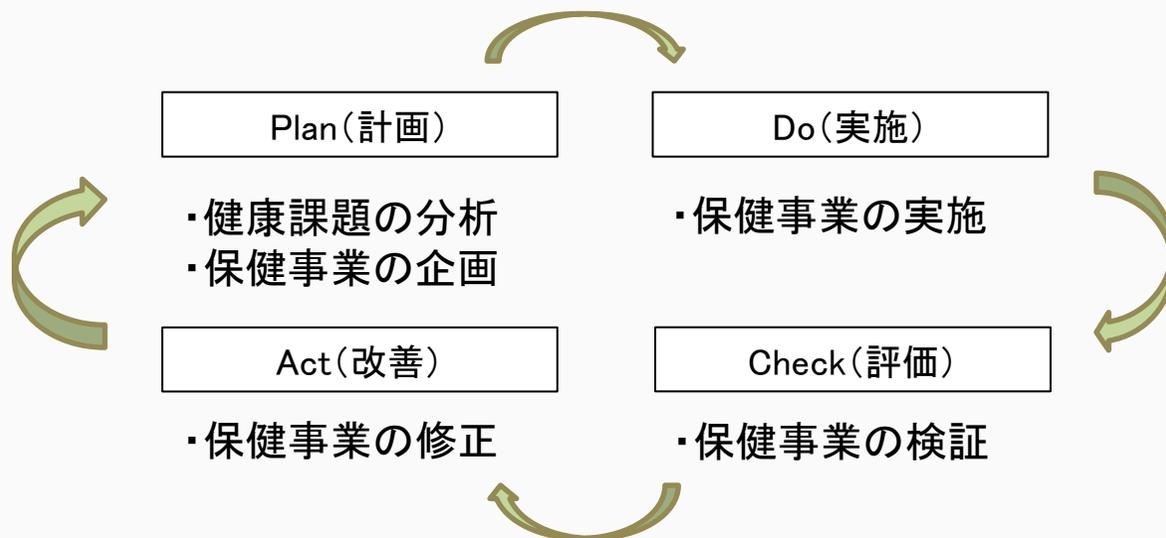
平成25年度	平成26年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
データヘルス事例集 作成・公表 「健康保険法に基づく 保健事業の実施等に 関する指針」の改定	一部の健保組合等にてモデル的 「データヘルス計画」作成	(実証事業その他実施準備)	「データヘルス計画」の実施 (第1期の終期はH29年度)		
	事例集及びモデル的データヘルス計画を参考に作成 普及・指導事業				

※ 協会けんぽ、市町村国保等においても同様の取組みを実施

(参考) 「レセプト等のデータ分析に基づく保健事業 (データヘルス)」の推進

日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定) を踏まえ、健康保険法に基づく厚生労働大臣指針 (告示) が改正され、全ての健康保険組合等に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保等が同様の取組を行うことを推進することとした。

データヘルス計画：医療保険者による、レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく、効率的・効果的な保健事業をP D C Aサイクルで実施するための事業計画



P (計画) : 健康・医療情報を分析し、加入者の健康課題を明確にした上で、事業内容を企画すること

D (実施) : 費用対効果の観点も考慮しつつ次の取組を実施すること

- ・加入者に自らの生活習慣等の問題点を発見しその改善を促すための一次予防の取組
- ・生活習慣病の発症を予防するための特定保健指導等の取組
- ・生活習慣病の症状の進展及び合併症の発症を抑えるための重症化予防の取組
- ・その他、健康・医療情報を活用した取組

C (評価) : 客観的な指標を用いて保健事業の評価を行うこと

A (改善) : 評価結果に基づき事業内容等を見直すこと